

郷土誌だより

# いまむら

特集・土地百年

No. 6

編集委員会

今村誌編集委員会

発行

今村誌刊行会

瀬戸市平町3-142

電話 (84) 0840

コミュニティセンター内

## 古文書にみる今村の土地

### ——今村文書から——

八王子神社境内の郷倉(ごうぐら)に江戸時代から昭和初期までの文書二百余点が保存されていたが、現在は市立図書館に保管されている。古いものは虫が喰って開くこともできない状態で、特に貴重な資料に傷みのひどいのが多くとても手にとってすぐ見られるというわけにはいかないのが、私達

はこれを分類整理し裏打ちしたり製本したりして利用できるようにしよう、と、作業をはじめた。その中で「土地」関係の文書のうち、明治七年から十二年頃までの記録をみると、戸数二一五戸、(それぞれが地券を受けた記録あり)田一七五段、畑一二九段、宅地八一段、計三八五段となり、一戸当り平均すると約一・八段になるが各戸の所有別にみると五段以上の田畑を所有していた家は二一五戸中十二戸(六%)で計一四九段(四九%)を所有し残り五一段を二〇三戸(全戸数の九四%)で所有していた。又、山林は一六七段余で一戸平均約八畝である。

又、明治七年二月、根之鼻はじめ十一ヶ所を描いた十二枚の「御改めに付調べ上げ管林箇所図面」があり、面積合計は四一四段余になっている。これだけの耕地では今村の人も苦しかったであろう、当然、農業以外に収入を求める工夫もされていたものと推測される。

### 地租改正と所有権明らかに

江戸時代の日本は総人口の八割が農民で、武士と僧侶が割割だったという。新しい明治政府は、税金がなくては身動きも出来ぬ、と

江戸時代の日本は総人口の八割が農民で、武士と僧侶が割割だったという。新しい明治政府は、税金がなくては身動きも出来ぬ、と

納め、所有者は地価の百分の三を税として納めることとし、明治六年七月から実施にとりかかった。従来、土地は誰が所有者かはつきりしない部分が多く、年貢は村

の連帯責任で納めていたのを、新しく個人責任とするために、まず耕地や宅地については百姓に所有権を認め、不明確な所は百姓内部の協議で決めさせ、土地の所有を明らかにする「地券」が所有者に

対し交付されることになった。従来租税負担は各藩まちまちで(例えば尾張は軽く三河は重い)同じ藩内でも不公平があった程だが、政付としてはこれまでの収入を減らしてはならない。まさに地租改正は有志以来の大事業だったが、長い年月かけて実施に移すような余裕もない。そこで政府は、明治九年末完了を目標に、地租改正事務局をおき、権力を以て強引に推進をはかったのである。これによって土地の所有権は明らかに became たもの、そのかげで税の重さに泣いた百姓衆も多かったことだろう。

### 地租改正と山林原野

山林原野のうち、個人の持山や屋敷に付属した山林は耕地や宅地と同様、地券が交付された。尾張御行記によれば「藤塚御林御鳥林」のように、「御」のついで

た山が周辺の村々にもたくさんある。尾張藩が上水野村に、御林有(おはやしかた)奉行所を置いて管林・盗伐の取締り等をしてきた山はすべて、異議なく官林(後に国有林・御料林)になった。今村には、古文書によると定納山(じょうのう山)が一八町六段余りあって、税として米三石八斗を村から納めていた。こうした山を「村持ちの山」「百姓持の山」といわれたが、これらの山の取り扱いは難しかったようで、官有地になった所もあり、公有地の肩書きのついた地券の出た所もあったと思われるがその資料は見当たらない。ともあれ、村持ちの山は藩主の規制はあるものの、村人はそこから肥料や燃料、飼料等を得て永い間生活してきて、それなりに利用のルールも作っていたが、だからといってそれは民地の証にはならず、官有地ということになったのは当然のことながら、村人たちにとつては、何か割り切れないものが残ったようである。今までのようなつもりで薪をとりに山へ入った所を山巡査に見付かって「オイコラッ」と怒られた話(本紙創刊号参照)など、その一例であろう。

# 今村も参加した 地租改正反対運動

(収獲禁止)以来、寄合いや神仏祈願やら陳情やらに追われて生活苦が一層ひどくなっていた村民たちもやっとおさまった。

年に瀬戸町東部、大正十四年には瀬戸町権現耕地整理組合が設立され、三年から五年位で工事は完了している。

会で瀬戸市都市計画西部土地区画整理事業の施行を決定、三十四年三月、現地で起工式を行い四十一年三月末瀬戸市第一号の都市計画事業は一応の終了をみた。

廃藩置県で生れたばかりの名古屋県は、六つの大区と九〇の小区にわけられ、従来あった水野代官所は廃止された。当地方は第三大区の第十五小区といい、小幡村、猪子石原村、森孝新田、大森村、印場村、新居村、稲葉村、瀬戸川村、井田村、狩宿村、今村、美濃之池村、瀬戸村の十三ヶ村からなり、戸長(官選)は小幡村の大島嘉蔵、上水野村の加藤邦太郎で、各村に副戸長(民選)があり、明治七年頃の今村文書には稲垣善六青山佐左エ門、矢野孫左エ門の名がみえる。さて、地価の査定は形式的には村や郡で地位銓評議員を選出して各村の順位をきめ収獲を査定する筈で、前記大島氏と今村の佐左エ門氏は春日井郡銓評議員に選ばれ林金兵衛氏が議長になったが、春日井郡地租係局長荒木利定氏は改正事務遂行のため全体の平均反当り見込収量を天下りの的に示し、承諾しなければ「取糶ヲ以テ是ニテクリリ上ゲ急度所分致スベク」とおどして押しつけたため春日井郡東部では新租が旧租の五

割以上高くなる村が三分の一以上もあったため、承諾書提出を拒否して改正反対運動の口火を切り、県下の反対運動の先達として県と交渉、明治十一年五月、中央の地租改正事務局へ嘆願書を提出する時には一旦県に届した村々もまきこんで参加村は四十三ヶ村に及んでいた。第十五小区では猪子石原と森孝新田と今村の三ヶ村が加わり、明治十一年九月、巡幸中の天皇に直訴を企てたが林議長に制止され、同十一月二十四日、各村から二百余名が塩、米等必需品を車に積んで東京をめざしたが浜松署に止められ引返した。口伝によれば今村からも「桶藤」さんら五名程が参加したといわれている。

春日井郡下四十三ヶ村以外の百六ヶ村とても異議がないわけではなく県官の説諭に不平を吞んで承諾させられたのだから、十二年六月徳川慶勝公に前同様の恩恵を賜りたいと嘆願したがいれられず、県や中央の本局へも陳情したが、結局「十四年に必ず改訂する」の約束をとりつけて漸く納まった。

土地区画整理法のねらいは公共施設の整備改善と宅地利用の増進にあるといわれており、西部区画整理の前と後を比べてみると、公共用地は施行前一万七千余坪であったのが整理後五万五千余となり民有地は二十万余坪あったのが施行後は十五万余坪、整然たる道路と、いくつかの小公園をもつ、近代的な街に生まれ変わった。

## 耕地整理事業

明治二十三年頃の日本は米の輸出国であったが、人口の増加とともに十年後には輸入国に逆転してしまつたので、農業生産力を増やすために耕地の改良、つまり耕地整理が必要となつてきた。

瀬戸町今耕地整理組合は前号に書いたように、大正十四年十二月に測量設計と補助額を提出、昭和二年四月一日組合設立を申請し同年十二月認可、着工したが工事の終り近くに戦争が始つて一時中止の破目になり、結局、完了は昭和二十七年十二月になつてしまつた。

協力者御芳名(敬称略)  
次の各位から資料の提供やご助言、ご教示を仰ぎました。  
厚く御礼申し上げます。  
○瀬戸市議会議事務局○農務課○土木課○総務課○区画整理課○管財課○都市計画課○市民課  
○尾張旭市教育委員会  
○国土地理院中部地方測量部  
○加藤成○山口嘉七○遠山虔治○大野一己○川島兼夫○稲垣悟○青山達雄○三宅寛一○斎場富雄○青山照子○青山佐太郎  
○東郷高校矢野幸一  
○光陵中学柴田鐘三

## 市の都計第一号

### 西部土地区画整理

明治二十三年頃、各村から二百余名が塩、米等必需品を車に積んで東京をめざしたが浜松署に止められ引返した。口伝によれば今村からも「桶藤」さんら五名程が参加したといわれている。翌十二年二月、旧藩主徳川慶勝公は旧領内の実情に心を痛め旧臣を林総代と会見させ、救済資金五万円を貸与し、内一万五千円を銀行に預け、残金三万五千円を救済金にあてさせ、銀行の利息を返済金に充当させるといううまい方法で急場を救い、将来の更訂を約束したため、明治九年秋の「鎌止」

明治二十三年頃の日本は米の輸出国であったが、人口の増加とともに十年後には輸入国に逆転してしまつたので、農業生産力を増やすために耕地の改良、つまり耕地整理が必要となつてきた。愛知県では明治四十三年に「耕地整理及び土地改良事業奨励規程」ができた。申請するとその地区の測量及び設計を県が無償で行い、工事費は組合の負担というものだったが後には工事費にも補助金がつくようになった。

大正元年に瀬戸町西部耕地整理組合(今の尾張瀬戸駅北)大正二

## 瀬戸土地改良区 第二工区の回想

神川町稲垣悟さんの、みだしのよな題名の手記を拝見させて頂くことができたので、ここにその一部分を転載してご紹介します。

昭和三十一年頃、今村地区(寺山市場)で土地区画整理法により区画整理をやり、小学校敷地を捻出しよという声が高まって、横山健一さんが世話人代表になられ、年末に「今村で区画整理を行うので神川地区の人々で今村地区に土地を持って居る人々に話して、同意を取ってもらえないか」と、同意書を置いていかれた。

私は、稲垣鈴一さん、伊藤兼一さんに伝えました。鈴一さんは、「区画整理を行うことはよいが、学校敷地を出すことには反対だ」という意見を出されたので、同調はむづかしいなと思った。

その後、鈴一さんは自分の反対で区画整理が出来なかつた、といわれるのはいやだから、県庁に出向いて、指導をうけて考えられた結果、土地区画整理法によるよりも、土地改良法の方が、農地の整理には有利であるとの結論を出された。

れた。

三十二年二月頃から数回神川地域の人々と相談して、神川町、美濃池町、城ヶ根町の畑地を、土地改良法で整理することに話がまとまった。それで、市農務課に協力を求めて、今村、本地、神川の三地区合同の研究協議会が開かれた。

はじめは三者三様であったが、農務課の助言で、土地改良法による整理に合意が得られ、三十三年に瀬戸土地改良区が、第一工区(第七工区に分けて実施することになった。第一工区が長根地区、第二工区が神川地区である。以下略(このあと、事業の経過などが詳しく記録されていますが紙面の都合で割愛させて頂き、やがて出版される本に全文をのせさせて頂きたいと予定しています)

### 戦後の農地改革 主役は農地委員

土地に関しての大きな改革だつた。いわゆる農地改革は、政府、占領軍、民衆の力関係でジグザグの経過をたどりながら第一次昭和二十年、第二次二十一年、第三次二十三年と段階的に進められてい

瀬戸市での農地改革は赤津地域

と今村・美濃の池地区で行われたが、この仕事を行ったのは、民衆の中から選挙で選ばれた「農地委員」である。第一回の農地委員選挙は昭和二十一年末に行われ、当地区からは青山円次郎、青山銚三郎、青山亮、加藤岩三郎、稲垣竹三郎の五名が無投票で当選、赤津地区から同様に当選した五名と合せて十名で「農地委員会」が構成された。また、第二回目の選挙は二十四年八月に行われ、この地区から伊藤吉春、稲垣茂寿、谷口一郎、青山仲次郎、稲垣竹三郎(再選)の五名がやはり無投票で選した。

当時の委員中唯一人の生存者だった仲次郎さん(先月他界されたので遂に生存者は一人もいなくなりました)。

委員会の仕事はすべて規則に基づいて進められ、事務は遠山虔治さん他三、四名で行われたが、その議事録の中の一部を紹介しよう。

昭和二十二年六月六日市公会堂にて農地委員会開催、欠席者なし。  
一、主務課長田中具一氏から売渡計画を定めた事務内容について説明あり  
二、発言、二番委員「……本人は

田二畝二六歩のみにつき、自作農創設の目的に適當とは認めがたい、該農地は〇〇〇〇実行組

合に売渡すことが適當と思う」  
三、発言、青山円次郎氏、実行組合に売渡すとなると、その農地は誰が耕作するか問題が起るか不適當である  
四、会長中島豊三郎氏、二番の発言について各委員の意見を求められる

五、発言、稲垣竹三郎氏、「現耕作者が不適當である以上、他に適正なる買受人を選定したいから」  
六、発言、稲垣竹三郎氏、「現耕作者が不適當である以上、他に適正なる買受人を選定したいから」

### 土地に対する意識の変化

ら保留としたらどうか(保留と決定)

六、案件中、この一件を除き他は原案通り可決  
……  
委員会は、このような議事録の写しを、委員会で作成した買・売それぞれの計画書に添えて、市町村委員会から県農地委員長青柳秀夫知事に提出して承認を申請し、承認があつてから実行した。

なお、市で計画書ができると、十日間の縦覧期間がもたれ、異議申し立ての道もひらかれていた。券が交付される。そのあたりから「所有権」を知つたやうで、売買の自由化と共に土地が金融の担保に使われるようになって土地所有権というものが育つてきた。

戦後の農地改革は山林原野を対象としなかつたが、経済成長と共に住宅需要も増大し、それに比例して地価も上昇しはじめ、四十年後半以後は特に値上りが著しくなり、土地所有熱も高まってきた。

新しく創り出すことも出来なければあちこち移動することも出来ないこの土地という特殊なモノが正常な利用にとどまらず投機的売買の「玉」にもなるだけに、政治的課題となつてきたように思う。

## 〔連載〕

## 広長公物語 (6)

## (二) その夜 (3)

## — 死と生と —

翠帳紅闇に殿と枕をならべた思  
い出も、夕べの風に消えた。鐘の  
音も静かに本地の山に響く。

梅雨時の月が雲の谷間を縫う様  
に走る。隙を抜けた光は鎧の穂先  
に閃光を放って尾を引く。

鎧を杖に重い足を引く松原盛重、  
半刻程前、兄広長公の首級の葬送  
を終え、今、美濃之池にあるお鶴  
の方へと心は急いでいた。

やがて：： 足の不自由な盛重  
の姿態、幾重にも巻いた右足の白  
布に鮮血がしつとりと八入にしみ、  
左腕にも白布が、ピンの毛は頬に  
垂れて、黒光りのする面はさんざ  
んおもちにされた人形の顔その  
もの、汗か涙か、一筋か二筋か類  
迄滴れている。

ジート、見詰めるお鶴の方、「  
盛重どの、そのお姿は、定めしお  
うらめしかったぢやろう、よくぞ  
帰って参いられた」。続く言の葉  
もない。しばらくして再び声が懸  
る。「のう、盛重どの、此の忠兵

衛、忠右エ門の二人、そして今日  
殿の為に働いてくれた今村の人々  
の後々の事、お助けしてたもれ」  
と。

お方の前にがばつと伏す盛重、  
「御無念」と唯一言、ぼとりと一  
雫、男の重い涙が床を濡す。「お  
方様：面目も無き盛重お方様のお  
顔が見えませぬ。」「盛重どの、  
お顔を見せてたもれ」見上げる盛  
重、「お方様、唯今のお言葉は殿

の御最後の御言葉に同じで御座い  
ました。二人の子をたのんだぞよ  
とおほせられました。平内様は身  
に数の矢をお受けになり、遂に討  
死なされました。それがしも殿の  
後に続こうと心に決めましたとこ  
ろ、殿は「ならぬ、わしはこれま

でだがおぬしはまだ若い、後に続  
く者達の為に力を貸してやってく  
れよ、今村の者達の為にもなあ」  
お顔もニコリと、今村の方に向  
き直って、御最後に御座りました。  
殿の御首級を載き空を駆る様に  
して万徳寺に趣き上人（万徳寺九  
世円林上人）を導師に仰いで葬送  
を済ませて参りました」と。

盛重は懐から、紙包の一品を取  
出して、お方様の両の手に確りと  
渡した。震える手に解かれた包、  
烏金の遣はつをじつと見入る。し

ばし、唇を震はせ、やがて胸の内  
深く抱き締めるお鶴の方。  
霞む様に殿の姿が眼底に蘇る。  
殿の声か、心魂の叫びか。乱世に  
在つてふゆうの様な此の命とは言  
え、残された形見に今更の様に悔  
まれる。今朝のお顔が最後の別れ  
となれば、何故に来世を誓はなか  
ったのかと。

「盛重殿、あの人の元に遣つて  
たもれ」とお鶴の方の掬った眼は、  
今一振の形見の小刀に注がれた。  
「暫く！」と盛重。言はんとす  
るその隙に、鞘を払った刀の柄に  
両手が懸り、刀先はお方の喉元え、  
行燈の光に走る一閃、居合はせる  
一同固唾を呑む、電光とも石火と  
測り知れない。（ビデオテープの  
判定を待ち度い処）その一瞬、盛  
重の手か、刀の手か、盛重の右拳  
が左に走った。同時に右手を前に  
ばつとまろび伏すお鶴の方、左首  
筋に鮮血が滲んだ。

自分の前に落ちた小刀を静かに  
拾い上げ、やがて見詰める主膳、  
老木の枝は雪に折れて、いかんと  
もしがたく、我が身乍らも愚かと  
云うか、情ない。確と見詰める眼  
光の中に刀は鞘に納められた。  
因念あつて重代とも伝うべき、  
長谷部国友の名刀、父横山殿より

広長公に「お鶴を頼む」と渡され  
た此の一振、前に横山殿の家老と  
して立会った主膳の目に狂いはな  
かった。  
この金刀こそ、南朝の皇孫、尹  
良（ユキヨシ）親王に纏る山城物  
と覚えた。その証として、横山殿  
の二人の孫に名を「忠」と付けて  
くれと、横山殿の遺言に南朝再興  
の志の秘められてあるを知つてか、  
知らずか、幼い二人は召使の者の  
介添に息を弾ませていた。  
ほんの掠傷で終わった止血も矢野  
典医の手当に、一同ほつとして背  
筋を延すことが出来た。  
その夜も更けて、労る様に乱れ  
たかみに手を添えた奴香多のう  
お方、おん身独りの悲しみではな  
いぞよ。此の乱れた世には悲しさ  
に無念の晴れない数多くの女が生  
きている事を知つたもれ」。

むづかる幼子の様に奴香多の胸  
に迫る一人の女、逃れる事の難し  
い死を受け入れねばならなかった  
殿とその同族、その男達への愛情  
と依存が生者必滅の認識の分別以  
上に実感として身に迫られている  
女としてのお鶴の方。奴香多の言  
葉は続く。「いかなる時代にして  
も男は大所高所から遠望して物事  
を見詰める。そして力一杯に動く、  
その結果が如何にあらうとも切り  
捨て、悔いない。女は自分の殻に  
綴じ隠つて物を見て考える。もし  
て男の捨てたものを拾つては育て  
ようとするものであるぞよ」今お  
方の体は、お方のものではない、  
いかなるはざまにてもお子達を大  
きく育み、広長公のお志を継がせ  
ねばならぬぞ！のうお鶴どの：：  
此の様子を先程からじつと見守  
る一人の修業僧、庭先の方へ廻つ  
て声を懸ける。  
「いかにこの家の内へお頼み申  
す」  
その声に多助が縁先に走り寄つ  
た。「近江の国から参りました修  
行者にござりまするが縁あつて広  
長公の後生の為、念仏を申し度く  
存じましてこれに参りました」と  
の口上。「暫く」と声を残して多  
助は主膳の元へ走った。

（白水郎）

